

釧路港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

平成27年3月

釧路港港湾管理者

釧路市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成23年 9月 釧路市地方港湾審議会
- ・ 平成23年11月 交通政策審議会第46回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成25年 1月 釧路市地方港湾審議会

の議を経た釧路港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾の効率的な運営に関する事項.....	2
1 効率的な運営を特に促進する区域（臨海部産業エリア） ..	2

変更理由

穀物等のバルク貨物を取り扱う埠頭機能の高度化により、地域産業の国際競争力のさらなる強化を図るため、西港区第2埠頭地区において、効率的な運営を特に促進する区域（臨海部産業エリア）を計画する。

港湾の効率的な運営に関する事項

1 効率的な運営を特に促進する区域（臨海部産業エリア）

主として穀物等のバルク貨物を取り扱う埠頭の効率的な運営を図るため、以下の施設において、効率的な運営を特に促進するように措置することを計画する。

西港区第2埠頭地区

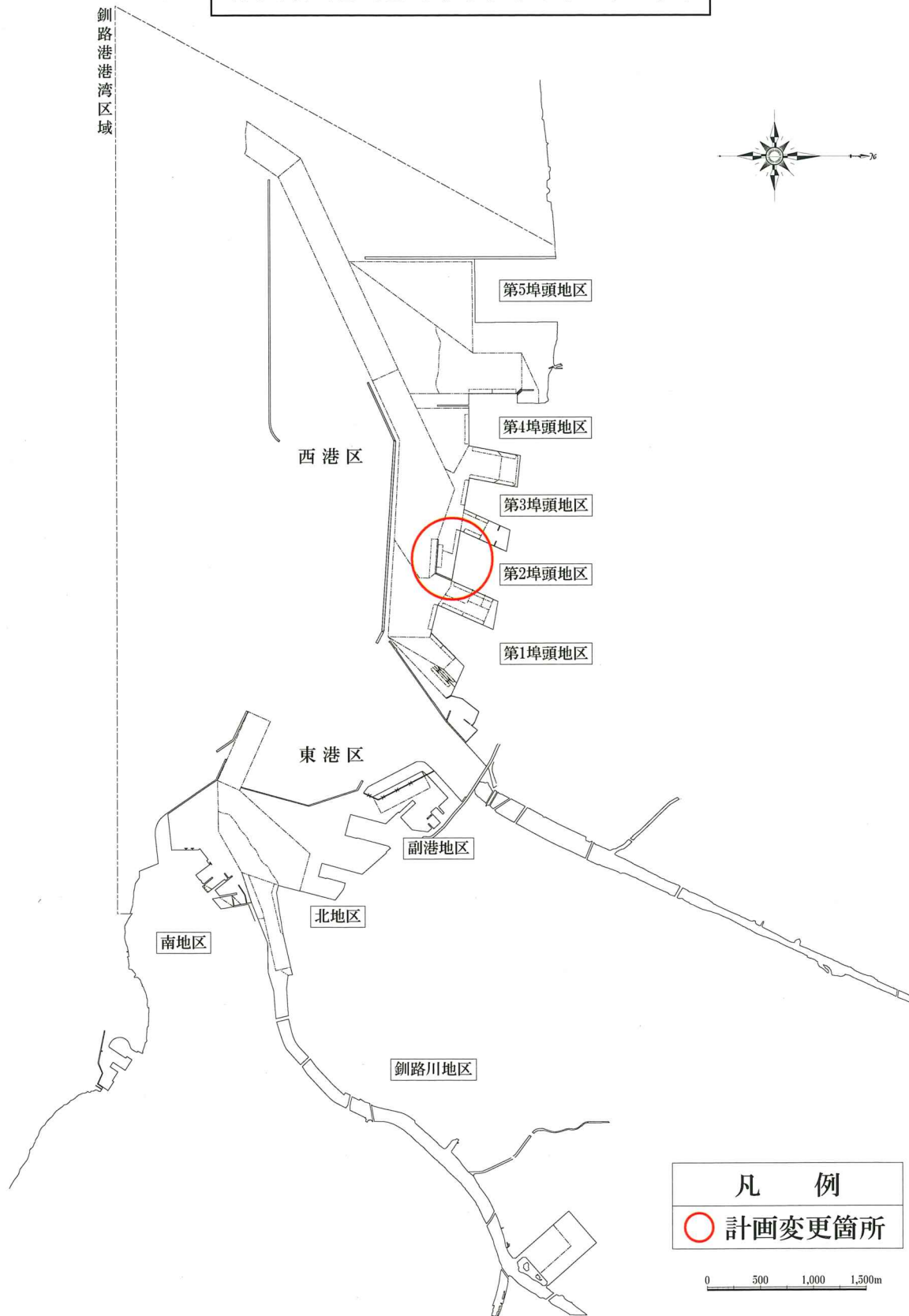
水深16m 岸壁1バース 延長320m [既定計画] WB-1

水深12m 岸壁2バース 延長460m [既設] W-11, 12

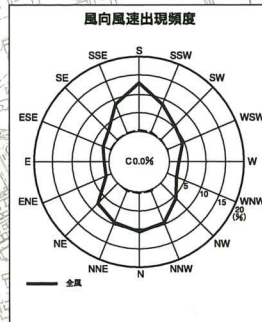
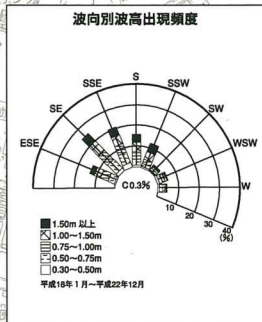
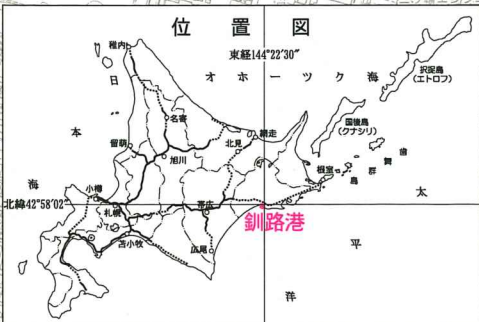
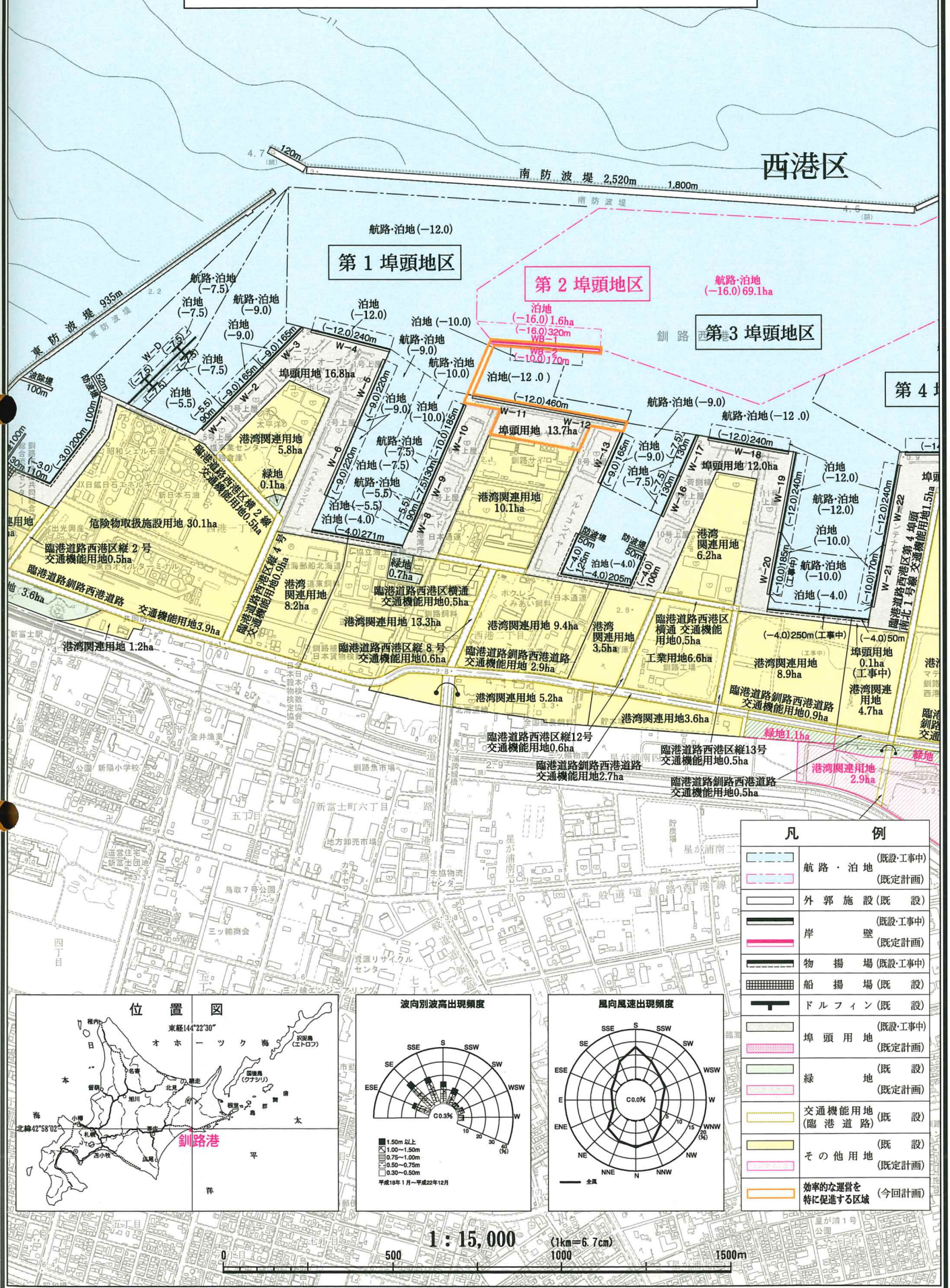
水深10m 岸壁1バース 延長170m [既定計画] WB-2

埠頭用地 3.3ha (荷さばき施設用地) [既設]

釧路港港湾計画位置図



釧路港港湾計画図



凡 例	
	航路・泊地 (既設・工事中)
	埠頭用地 (既定計画)
	外郭施設 (既設)
	岸 壁 (既設・工事中)
	物 揚 場 (既定計画)
	船 揚 場 (既設・工事中)
	ドルフィン (既定計画)
	埠頭用地 (既定計画)
	緑 地 (既定計画)
	交通機能用地 (既設)
	その他用地 (既定計画)
	効率的な運営を 特に促進する区域 (今回計画)

1 : 15,000

(1km=6.7cm)